

～あきる野商工会からのお知らせ～

## 源泉所得税の年末調整事務相談会

給与所得者の年末調整事務について、下記のとおり相談会を開催することとなりました。この機会にご利用ください（納期の特例納付期限は1月21日まで（20日が日曜日のため））。

つきましては、ご自身であらかじめご記入できる欄（給与所得者の名前・住所、支払日、支払金額など）についてはご記入の上、ご来会くださいますようお願い申し上げます。尚、1月は大変混雑することが予想されますので、できるだけ12月の相談会にご参加されますようお願い申し上げます。場合によっては、長時間お待ちいただくこともございますので予めご了承ください。

### 記

開 場 場 所	あきる野商工会 本所 研修センター	あきる野市役所 五日市出張所 第3研修室
開 催 日	平成30年12月13日（木） 平成30年12月14日（金） 平成31年1月8日（火） 平成31年1月9日（水）	— 平成30年12月14日（金） 平成31年1月8日（火） 平成31年1月9日（水）
時 間	10時00分～16時00分 （12時～13時は、除く）	10時00分～16時00分 （12時～13時は、除く）
所 在 地	秋川1-8 （あきる野ルピア3階）	五日市411 （あきる野市役所 五日市出張所2階）

※各種控除を受けられる方は、次の資料及び証明書等を必ずご用意ください。

- ・ 所得税源泉徴収簿（平成30年分）
- ・ 源泉徴収税の納付書（税務署より送付される年末調整の封書の中に同封しております）
- ・ 扶養控除等（異動）申告書（平成30年分）
- ・ 保険料控除申告書（平成30年分）
- ・ 配偶者控除等申告書（平成30年分）

**※本年度より、給与所得者の保険料控除申告書 兼 配偶者特別控除申告書がそれぞれ独立した様式に変更となりました。※配偶者控除又は配偶者特別控除の適用を受けるためには、別途「平成30年分 給与所得者の配偶者控除等申告書」の作成が必要となります。**

- ・ 国民年金保険料控除証明書
- ・ 平成30年分国民健康保険の支払金額（事前に市役所等で確認をお願い致します）
- ・ 小規模企業共済等掛金支払額証明書
- ・ 一般生命、個人年金、介護医療、地震保険の保険料控除証明書
- ・ 住宅取得等特別控除申告書に関連する書類（本控除の適用が2年目以降の方）
- ・ 過去2年分の年末調整関係書類一式（確認のため、必要となります）
- ・ その他、年末調整関係書類及び印鑑

お問合せ あきる野商工会 本所：559-4511 支所：596-2511

・ 当会ではマイナンバー（個人番号）を取得出来ません。扶養控除等異動申告書・給与支払報告書には、マイナンバー（個人番号）の記載を行わない上でご持参を頂きますようお願い致します。既に記載がある場合は、原本をコピーし、マイナンバー（個人番号）の記載部分を完全に塗りつぶすなどして、個人番号を完全に閲覧できない状態でご持参ください。